

「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
の一部を改正する省令案」
に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）

平成19年9月20日
総務省
情報通信審議会

1 ベンチマークの変更について

<p>意見1 合理的な案であり利用者負担が抑制されることは望ましい。</p>	
<p>現行のユニバーサルサービス制度において、高コスト地域の範囲は可能な限り限定されることが望ましいと考えますが、改正省令案は、補てん対象額算定のためのベンチマークを「全国平均費用+標準偏差の2倍」とするもので、実質的に高コスト地域をより厳密に特定する効果があり、合理的な案の一つであると考えます。【ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	—
<p>ユニバーサルサービスは国民全体で支えていくものであり、コスト最小化に向けた努力が徹底されるべきであるため、ユニバーサルサービスの交付金額が見直され、お客様の負担が抑制されることは望ましいと考えます。【KDDI株式会社】</p>	
<p>従来より当社は、ユニバーサルサービス制度の運営にあたっては、ユニバーサルサービス基金制度の在り方答申（平成17年10月）にある通り、「競争中立性の確保」、および「利用者負担の公平性の確保」が重要であると考えております。</p> <p>本省令案は「・・・利用者負担の抑制という点を考慮して当分の間の措置として講じられるもの」（報告書別添3（2））とされており、当該見直しは適当であると考えますが、今後も競争中立性の確保、および利用者負担の公平性の確保を主軸に据えた制度運営がなされるべきと考えます。【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	
<p>平成19年7月23日付けのユニバーサルサービス委員会報告書（以下、「H.19委員会報告書」）に基づき、利用者負担の抑制を図る観点から補填対象額の算定方式の見直しを行い、そのベンチマークを「全国平均費用+標準偏差の2倍」とすることについては、ユニバーサルサービス基金の過剰な負担金の抑止となる点で、有効なものとして賛成します。【イー・モバイル株式会社・イー・アクセス株式会社】</p>	
<p>意見2 NTSコストの回収方法とセットで見直すことが不可欠</p>	<p>考え方2</p>
<p>携帯電話やIP電話が普及拡大し、都市部を中心に競争事業者が本格的にサービスを展開する中で、高コスト地域におけるユニバーサルサービスを維持していくために</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方式の見直しに当たっては、固定電話の接続料におけるNTSコスト</p>

<p>は、サービスの確保に必要なコストを確実に賄っていく必要があると考えます。</p> <p>現行の基金制度の費用ベンチマーク水準は、審議会答申(*)にあるとおり、「ユニバーサルサービスはあまねく公平に提供されるべきであり、均一料金を維持すべきもの」との観点から、補填の対象を高コスト地域における「全国平均費用を超える額」とされているものです。他方、今回審議会に諮問された見直し案は、補填の対象を「全国平均費用+2σを超える」額に縮小させることから、高コスト地域の料金を「全国平均費用+2σ」の水準に値上げしないとユニバーサルサービスを維持できない仕組みとなっており、現行のユニバーサルサービスについて全国均一料金を維持するという政策目標に相反すると考えます。</p> <p>したがって、基金制度の見直しにあたっては、現行の基金制度における補填対象コストが実質的にNTSコスト部分だけである状況を踏まえ、審議会にて同日諮問された「平成20年度以降の接続料の在り方について」の答申(案)において示されているNTSコストの回収方法の変更とセットで見直すことが不可欠であると考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>トと密接に関連することから、これと同時並行的に見直しを行い所要の措置を講じることが望ましい。本件諮問の具体的な審議においても、その点を留意しているところである。</p>
--	---

2 経営効率化の推進、情報の開示促進及び政策の透明性の確保について

<p>意見3 基礎的電気通信役務の提供に関し、NTT東西の一層の経営効率化・情報開示が必要であり、また、ユニバーサルサービス制度の十分な周知等が必要</p>	<p>考え方3</p>
<p>H.19委員会報告書にも指摘があるとおり、引き続き、NTT東西殿は、一層の経営効率化に努めるべきであり、実際の負担者(利用者、接続事業者)の社会的コンセンサスが得られるようその計画と実績についても開示すべきです。また総務省においても、検証できる仕組みと環境を整備するなどの実効性のある措置もあわせて検討すべきと考えます。【イー・モバイル株式会社・イー・アクセス株式会社】</p>	<p>NTT東西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当である。</p> <p>また、H18年度のユニバーサルサービス制度の交付金・負担金等の認可における情報通信審議会答申において、適格電気通信事業者であるNTT東西に対し、基礎的電気通信役務収支の状況等の情報について、一層の開示促進及び利用者への情報提供の徹底を求めているところであり、これを踏ま</p>
<p>NTT東西は経営効率化に関し、「平成19年度以降、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績について併せて総務省に報告すること」を求められ</p>	

<p>ているところであり、さらに同収支表の営業費用に関し、管理部門と利用部門の区分を設けることが「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」にて提案されているところです。これらのNTT東西のユニバーサルサービス収支及び経営効率化に関する情報が、利用者およびユニバーサルサービス基金の負担事業者からも検証可能となるよう、NTT東西においてはより一層の情報開示が求められるべきであると考えます。【ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>え、NTT東西においては、引き続き、ユニバーサルサービス制度に対する利用者等の理解が深まるよう、取り組んでいくことが適当である。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度が国民利用者の利益に深く関係するものであることにかんがみ、行政、基礎的電気通信役務支援機関及び接続電気通信事業者等においても、引き続き、利用者への情報提供を徹底することが適当である。</p>
<p>ユニバーサルサービス制度の継続においては、同制度に対する利用者の理解が不可欠です。事業者は、請求書における明示や、独自の案内パンフレット配布等により同制度の告知に努めているところですが、行政におかれても、平成18年11月21日における情報通信審議会答申書の内容を踏まえ、今回の制度変更等に関し十分な告知を行って頂きたいと考えます。【ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	
<p>意見4 制度変更が短期間に行われる場合には、政策の透明性を高め、説明責任を果たすことが必要</p>	<p>考え方4</p>
<p>ユニバーサルサービス制度は、利用者、接続事業者ともに相互に密接な関係性があり、社会的コンセンサスを得て、安定的に運用されるべきものと弊社は考えます。現行制度の策定において、関係団体、事業者など広範に意見を求め、政策の透明性を高めた上で、導入されたものと理解していますが、制度創設時に予定していた見直し時期より前に、また現行制度としての運用期間が短いなかで改正が行われることは、これまでの議論の妥当性及び制度の動向に対する予見性について議論の余地も生じることと考えます。</p> <p>したがって、本件のように当分の間として暫定的に行われるとはいえ、制度変更が短期間に行われる場合には、政策の透明性を高め、説明責任を果たした上での実施が必要と考えます。【イー・モバイル株式会社・イー・アクセス株式会社】</p>	<p>今回の省令改正案については、情報通信審議会(H19.3.30)の要望を受けて、利用者負担の抑制を図る観点から補填対象額の算定方式の見直しを行うものであり、その手続きについても、意見招請等により関係者の意見を踏まえつつ、十分時間をかけて審議を行っているものである。</p> <p>なお、市場環境の変化が今後も継続することを踏まえ、ユニバーサルサービス制度自体の早急な見直しについても、透明性を確保しつつ進めていくことが適当である。</p>

3 その他（番号単価の平準化）

意見5 番号単価の平準化が必要	考え方5
<p>見直し案における番号単価の見込みは、現行7円から、平成19年度に4～6円に低下した後、平成20年度に6～8円に上昇する見込みとされています。IP化の一層の進展等によりユニバーサルサービスの維持コストの増大が見込まれる中で、制度見直しとはいえ一時的に基金の負担が低下することは、コストの最終負担者であるお客様に対してユニバーサルサービスの収支が改善しているかのような誤解を生じさせ、制度の理解への支障となるおそれがあります。したがって、基金の必要性が増しているユニバーサルサービスの現状を正しくご理解していただくため、少なくとも平成19年度・20年度の番号単価を平準化していただきたいと考えます。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>H19年度、H20年度の番号単価（それぞれ4円～6円、6円～8円）は、あくまでも推計値であり、現時点において、来年度（H20年度）の補てん対象額や稼働番号数を予測の上、今年度（H19年度）の番号単価と来年度の番号単価を平準化するのは困難である。</p> <p>仮に平準化を行う場合にも、今年度の番号単価が上昇することにより不利益を受ける者が想定されるため、適当でないと考えられる。</p>

4 今後のユニバーサルサービス制度の見直しについて

意見6 将来のユニバーサルサービス制度の在り方について検討が必要	考え方6
<p>平成20年より行う基金制度の見直しについては、今後も、IP電話の一層の拡大や採算地域における競争の進展が続く中で、市場環境の変化を踏まえ、引き続きユニバーサルサービスの維持を図ることができるよう検討していただきたいと考えます。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>現在、総務省においては、IP化等への進展を踏まえたユニバーサルサービス制度の将来像について検討が行われているが、平成20年から行うユニバーサルサービス制度の見直しに当たっても、こうした検討を踏まえつつ、国民生活に</p>

平成20年より開始予定のユニバーサルサービス制度の見直しは、抜本的なものとする必要があります。まずは、基金や補助金に頼らずユニバーサルサービスを確保する方策を検討すべきであり、コスト算定方法のみならず、ユニバーサルサービスの提供コスト自体を削減・最小化するための方策について、徹底的な議論がなされる必要があると考えます（見直しに関する弊社共意見の詳細は、平成19年3月2日付け弊社意見書を参照願います）。

また、ユニバーサルサービス制度、接続料、基本料の在り方は互いに密接に関係するものであり、同制度見直しの際には、接続料・基本料の在り方についても抜本的な議論を行う必要があるものと考えます。【ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】

コスト最小化については、まず、NTT東・西の経営効率化が重要です。平成19年7月23日付のユニバーサルサービス委員会の報告書で、「NTT東西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当」との考え方が示されていますが、今後のユニバーサルサービス制度の見直しにあっても、お客様負担の抑制に十分留意した上で検討を進めて頂きたいと考えます。

・ また、ユニバーサルサービス提供事業者であるNTT東・西が企業全体で徹底的に経営努力をした結果、真に外部補てんが必要なほど経営困難な状況にあるのかについて、改めて国民的コンセンサスを得ることも必要です。

・ なお、今回の見直しは「当分の間の措置として講じられ」、「ユニバーサルサービス制度自体についても早急な見直しが必要であり、これを平成20年より行う」とされていますが、当該見直しの際には、制度の予見性・透明性を高めるよう十分配慮することが必要と考えます。【KDDI株式会社】

今後、市場環境の変化による制度の見直しが行われる場合については、市場環境の急激な変化への対応という観点のほか、別途検討中の本制度の将来像に関する研究会で、そもそも抜本的な見直しが必要かどうかを検討すべきと考えます。【イー・モバイル株式会社・イー・アクセス株式会社】

不可欠な通信サービスがあまねく提供されることが確保されるよう幅広い観点から検討が行われることが適当である。

また、ユニバーサルサービス制度は、接続料算定の在り方などとも密接に関連するため、これらとの整合性を確保しつつ、検討が行われることが適当である。